

災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定(案)

旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川地区トラック協会（以下「乙」という。）は、旭川市内に地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、「事業用自動車の供給要請書」（別記第1号様式）により事業用自動車の供給を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする期間及び輸送区間
- (3) 輸送品目及び数量
- (4) 必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員
- (5) 物資の積込み場所及び輸送先
- (6) その他参考となる事項

（緊急・救援輸送の報告手続）

第2条 乙は、緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急・救援輸送を行った事業者
- (2) 輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
- (3) 走行距離
- (4) 輸送期間及び輸送区間
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) 物資の積込み場所及び輸送先
- (7) その他

(経費の負担)

第3条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料金等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第4条 乙は、甲に提出した第2条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実質負担額を請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第5条 乙の事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第6条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに甲、乙双方又はいずれか一方からの解約等の意思表示がない場合は更新されるものとし、以降同様とする。

(協定の解除、改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲、乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、

乙が協議して、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するも
のとする。

平成25年6月3日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将人



乙 旭川市流通団地2条4丁目

一般社団法人旭川地区トラック協会
会長 窪田 明規

